

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、通勤距離及び通勤回数を考慮して<u>35,000円</u>の範囲内で県人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条の2 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>20,200円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、県人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、通勤距離及び通勤回数を考慮して<u>37,800円</u>の範囲内で県人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条の2 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>15,900円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、県人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。